

平成30年度

第6回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成30年9月26日

平成 30 年度 第 6 回越知町農業委員会総会会議録

平成 30 年 9 月 26 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1 会議日 平成 30 年 9 月 26 日（木）午前 9 時 00 分～午前 9 時 50 分

2 出席者

農業委員（9 名） 会長 山崎耕助 職務代理者 須内啓次

1 藤原 幸子	2 大原 典子	3 山崎 耕助	4 吉田由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7 大原 利武	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10		

欠席委員（1 名） 須内 啓次

農地利用最適化推進委員（4 名）

松井 邦夫	濱田 學		片岡 政彦
片岡久一郎			

欠席委員（1 名） 斎藤 信夫

事務局職員（3 名）

事務局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 須内 敬登

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

5 その他

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

会 長 おはようございます。ただいまより農業委員会始めたいと思います。
また台風が沖縄の方にきておりますけれども、四国沖を通るのではないかと
予想しております。田んぼも黄色く色付いておりまして、あと10日ほどす
れば秋がやってくるのではないかと思います。
本日は須内委員、斎藤委員が欠席です。署名委員は和田委員、片岡政彦委員
お願いします。
それでは議題に入ります。議案第12号 農地法第3条の規定による許可申
請について事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、説明します。番号1 譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人、〇〇の
〇〇〇〇さん、調査委員は吉田委員をお願いしております。土地の所在地番
は〇〇字〇〇4448番、地目は台帳、現況ともに畑です。面積は76㎡の1筆、
事由は贈与となっております。
2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委
員は橋詰委員をお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇316番、地
目は台帳、現況ともに畑、面積は109㎡、ほかに畑が3筆ありまして、合計
4筆で343㎡です。事由は売買です。
農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認して
おります。切図、現地の写真等添付しておりますのでご参考になさってくだ
さい。以上です。

会 長 1番は先月説明があった分かね。

事 務 局 先月少しお話をさせていただいた分です。

会 長 それでは吉田委員、報告をお願いします。

4番委員 ここは〇〇さんがずっと作っていましたので、私も〇〇さんの土地とばかり
思っていたんですけども、話し合いの上、名義を変えることにしたという
ことです。
道路に面していまして、手前には農作業用の作業場があって、裏は舗装され
た道があります。なんら問題ないと思います。

会 長 それでは、2番を橋詰委員お願いします。

6 番委員 9月22日に現地に行きました。元々〇〇さんが作っていた土地の中に、〇〇さんの土地が含まれていて、それを譲るということです。隣接地も全部畑なので何も問題ありません。

会 長 議案第12号については、ただいま調査委員から報告ございましたが、この件についてみなさんのご意見伺います。
今年国調はここに入ってますか。

事務局長 ここは来年です。

会 長 ほかにご意見のある方はおりませんか。
(質問、意見なし)
ご意見ないようでしたら、採決に入ります。
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方、挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、ありがとうございました。
続きまして、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明させていただきます。
譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は箭野委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇689番、地目は台帳が田、現況は畑、面積は294㎡、ほかに隣接してもう1筆ありまして、合計畑が2筆の406㎡です。転用後は太陽光発電に使用したいということでの申請です。現地の写真と計画図等を参考資料として付けておりますので、ご覧になってください。以上です。

会 長 はい、それでは調査委員の箭野委員説明をお願いします。

5 番委員 場所は〇〇から〇〇に出て、2.5kmぐらい行った所にありまして、〇〇のバス停があって、その反対側は〇〇さんの住宅がある。山側を20mぐらい上がった所に該当地がありまして、現在耕作放棄地になって草場になっております。調査地の東と南は〇〇さんの所有地ですが、これも耕作放棄地になっています。西側は〇〇の〇〇さんが現在生姜を栽培中です。北側は〇〇さん、

〇〇さんの所有になっておりますが、小屋が建っており、周囲は耕作放棄地です。したがって、何も問題ないと思います。以上です。

会 長 ただいま、議案第 13 号については調査委員の箭野委員から報告ございましたが、何かございませんか。

(質問、意見なし)

ないようでしたら、採決に入ります。

議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい全員です。

本日の議案は 2 件です。その他に入ります。小休します。

閉会 午前 9 時 50 分